告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀

夫

一 道路の種類 県道

路線名越谷流山線

三 道路の区域

新	旧	旧
		新
		別
川字屋敷付一五一六番七地先四一番一地先から同市大字吉 三川字屋敷付一五		区間
二五・〇〇〜	二五·〇〇~ 二八·一〇	(メートル)敷地の幅員
四三・七〇	三 七 二 八	(メートル)
		備考